



新見市告示第 1 3 8 号

公 示 送 達 書

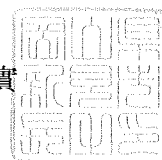
下記書類の送達を受けるべき者の居所が不明のため、地方税法第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公示します。

なお、下記書類は市長が保管し、いつでも申出があれば交付します。

令和 8 年 7 月 2 4 日

新見市長 石 田

實



記

書類の送達を受ける者	送達する書類名	書類枚数
大田 稔基 (大田 和孝分)	令和 8 年度 岡山県新見市 軽自動車税 納税通知書兼領収証書	2
大月 初江 (大月 幹夫分)	令和 8 年度 岡山県新見市 軽自動車税 納税通知書兼領収証書	1

(注意) 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。